

65歳以上の皆さんへ

介護保険料決定のお知らせ

平成19年度の介護保険料を決定します

介護保険料は、40歳以上の皆さまよりいただいておりますが、年齢により納付の方法が異なります。40歳から64歳まではご加入の医療保険と合わせて納めていただき65歳以上の方は特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書・口座振替）で佐賀中部広域連合へ納付いただいております。

65歳以上の方の平成19年度の介護保険料は、すでに仮徴収していますが、6月に確定した市民税の課税状況に基づき平成19年度の年額保険料を決定します。決定した保険料の通知書は7月20日頃に送付します。

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている方は、原則年金より天引きされます。

既に4月、6月、8月の徴収額（仮徴収額）については、仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きさせていただきます。

なお、年度途中で65歳になられた方、佐賀中部広域外から転入された方など概ね6ヵ月後から天引き開始となります。

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の方、年金をもらわれていない方、恩給などの受給者の方などは、納付書または口座振替で納付していただきます。

既に4月から7月分（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。

納付には納付書のほか便利な口座振替もごございますので、ぜひご利用ください。なお、既に口座振替ご利用の方は引き続き行います。

7月下旬より介護保険料の減免受付を始めます

保険料段階が3段階の方には、7月20日頃に送付する平成19年度保険料の納入通知書に減免に関するお知らせを同封します。

■対象となる方

- （次のすべてに該当される方）
- ・平成19年度の介護保険料段階が第3段階の方
- ・平成18年中のすべての収入が88万円以下の方（世帯員が一人増えるごとに41万円加算）
- ・市民税を課せられた方と生計をともにしておらず市民税を課せられた方に扶養されていない方（健康

保険の扶養も含む）

- ・世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の方
- ・居住用以外の活用できる不動産がない方

■申請の方法

必要書類「7月20日頃に送付した通知書、平成18年中の収入が分かる書類（年金の源泉徴収票など）、健康保険証、預金通帳や国債証書、印鑑」を持って市介護保険窓口または佐賀中部広域連合へ申請してください。

■減免額

申請を受け付けて審査をし、減免が承認された場合は、申請月以降の分の保険料を3分の1減額します。ただし8月末までに申請された場合に限り4月にさかのぼって保険料を減額します。

減免の承認・不承認については決定後通知します。

■問い合わせ

佐賀中部広域連合 業務課

☎ 40-11135

多市福祉健康課

高齡・障害者福祉係

☎ 75-4823



要介護認定に関する

嘱託職員を募集します

募集します

■業務内容 介護保険法に基づく要介護認定に関する業務（審査業務）

■採用人員 1名

■雇用期間 平成19年9月1日～平成20年3月31日（ただし、2ヵ月間は試用期間となります。）

■応募資格 次のすべてに該当する方

- ・年齢35歳未満の方
- ・佐賀中部広域連合域内在任の方
- ・保健師の資格および普通自動車運転免許取得の方

■応募期限 7月20日（金）締切

■報酬 月額190,000円

■勤務時間

土日を除く9時～17時まで

■応募方法 次の書類を揃えて、郵送するか佐賀中部広域連合までご持参ください。

- ・市販の履歴書
- ・保健師の資格を証明する書類の写し

■問い合わせ

☎ 840-10831

佐賀市松原四丁目2番28号

佐賀中部広域連合 認定審査課

☎ 40-11132